

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字高井字千本松6434番の1地先から 上高井郡高山村大字高井字千本松6434番の1地先まで	旧	8.3 ~ 10.9 m	0.1015 km
同 上	新	9.4 ~ 15.8	0.1015

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

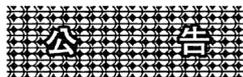
その関係図面は、告示の日から令和8年4月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月19日

長野県須坂建設事務所長 河原輝久

- 1 路 線 名 須坂中野線
- 2 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字千本松6434番の1地先から
上高井郡高山村大字高井字千本松6434番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年3月19日

道路管理課



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
次期ながのデジタルワークプレイス構築業務委託 一式
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
契約日から令和9年3月31日まで
 - (4) 入札方法
ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価一般競争入札）により行います。
イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書及び入札書を提出してください。
ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去5年以内に国又は地方公共団体において庁内業務環境の構築を誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
- この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請の方法
入札参加資格は電子申請にて受け付けています。次のアドレスをご参照ください。
https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html
 - (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
 - (3) 問合せ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先
- 長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
電話 026 (235) 7071
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所
ア 提出期限 令和8年5月7日(木) 午後5時
郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、5月7日(木) 午後5時必着とします。
イ 提出場所 4の場所
 - (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和8年4月8日(水) 午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
別記「次期ながのデジタルワークプレイス構築業務落札者決定基準」によります。
- 6 その他
詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature of services to be procured:
Development of the next Nagano Digital Workplace
 - (2) Contract duration:
From the contract date to March 31, 2027
 - (3) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Planning and Development Department,
Digital Transformation Promotion Division, Digital Infrastructure Development Office
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
Nagano 380-8570 Japan
Tel: +81-26-235-7071 (Japanese only)

(4) Deadline and submission location for technical proposals and bids:

Deadline: Thursday, May 7, 2026, 5:00 p.m. (JST)

If technical proposals and bids are submitted by mail, they must be sent by registered mail only and must arrive no later than 5:00 p.m. (JST) on Thursday, May 7.

Location/mailling address: Nagano Prefectural Government
Planning and Development Department
Digital Transformation Promotion Division
Digital Infrastructure Development Office
380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)
Japan

別記

次期ながのデジタルワークプレイス構築業務落札者決定基準

1 目的

この基準は、次期ながのデジタルワークプレイス構築における業務委託に係る総合評価落札方式一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格及び価格以外の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

- (1) 入札者が提出した実績又は証明の内容及び入札価格について評価を行い、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
- ア 入札書が無効でないこと。
 - イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) (1)において、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、同点の場合は当該入札者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者からの意見聴取が必要とされている場合は、学識経験者の意見を聴いた上で落札者を決定する。

3 総合評価点の配分

満点は3,200点とし、各評価の得点配分は次のとおりとする。

- (1) 価格点 800点
- (2) 価格以外の評価点 2,400点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、4の場所で入手できる。

DX推進課デジタルインフラ整備室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪
長野市三輪九丁目43番24号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
有限会社ハーティーフレイト	丸山 茂樹	長野市上駒沢51番地1
株式会社宮坂総合寝装	宮坂 昇道	千曲市大字稲荷山2270番地
株式会社ジンズ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号
株式会社柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸8番地
株式会社トラットリア・フォルツァ	師 美砂雄	安曇野市豊科高家2287-31
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
株式会社エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
株式会社F P ナンジョウ	南條 義幸	飯田市丸山町三丁目5958番地5
株式会社サカキヤ本舗	宮澤 孝夫	長野市権堂町2258
株式会社パティズ	齊藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番11号
株式会社ミヤザキ	宮崎 清之	長野市大字鶴賀緑町2212番地27
株式会社まるため	柳田 茂大	長野市南千歳1-3-5
株式会社ポーラ	及川 美紀	東京都品川区西五反田2-2-3
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社マックハウス	坂下 和志	東京都杉並区梅里一丁目7番7号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
有限会社ハーティーフレイト	丸山 茂樹	長野市上駒沢51番地1
株式会社宮坂総合寝装	宮坂 昇道	千曲市大字稲荷山2270番地
株式会社ジンズ	田中 亮	群馬県前橋市川原町2-26-4
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号
株式会社柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸8番地
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
合同会社RINA HANA	瀧澤 真理子	長野市徳間一丁目2番13号
株式会社F P ナンジョウ	南條 義幸	飯田市丸山町三丁目5958番地5
株式会社パティズ	齊藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番11号
株式会社ミヤザキ	宮崎 清之	長野市大字鶴賀緑町2212番地27
株式会社ポーラ	及川 美紀	東京都品川区西五反田2-2-3

株式会社ジーユー	黒瀬 友和	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目14番1号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社マックハウス	石野 孝司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号

4 変更した年月日

令和6年2月29日ほか

5 届出年月日

令和8年2月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月19日から令和8年7月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア薬品坂城店

埴科郡坂城町大字南条字青木下640番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町900番地

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-1 建物配置図(変更前) 駐車場No. 1	114
2	図面3-1 建物配置図(変更前) 駐車場No. 2	38
3	図面3-1 建物配置図(変更前) 駐車場No. 3	16
合計		168

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-2 建物配置図(変更後) 駐車場No. 1	36
2	図面3-2 建物配置図(変更後) 駐車場No. 2	2
3	図面3-2 建物配置図(変更後) 駐車場No. 3	2
合計		40

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- 変更する年月日
令和8年10月6日
- 届出年月日
令和8年2月5日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
令和8年3月19日から令和8年7月21日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年3月30日までに長野市農業委員会に申し出てください。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部 守一

- 県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業変更計画の概要
- 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

公告

県営西塩田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部 守一

- 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 工事の着手年月日
平成25年10月28日
- 工事の完了年月日
令和8年3月11日

農地整備課

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和8年3月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和8年3月12日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
 - (1) 小野 喜久雄
二級建築士 長野第8527号
 - (2) 政所 新二
二級建築士 長野第10879号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため(死亡による)

建築住宅課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年3月19日

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長 山崎 成史

- 1 落札に係る役務及び予定数量
 - (1) 役務
令和8年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 汚泥収集運搬業務
 - (2) 予定数量
消化脱水汚泥 4,500トン
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県犀川安曇野流域下水道事務所
 - (2) 所在地 安曇野市豊科田沢6709
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 高野産業株式会社
 - (2) 所在地 山梨県韮崎市下祖母石2278番地
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 7,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和8年1月22日

水道・生活排水課